十五　*Gambusia affinis*（カダヤシ）、*Morone chrysops*（ホワイトバス）及び*Morone saxatilis*（ストライプトバス）並びに*Morone chrysops*（ホワイトバス）が*Morone saxatilis*（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

イ～ホ　（略）

十六　きょくとうさそり科全種

イ～ホ　（略）

十七　*Atrax*属（アトラクス属）全種、*Hadronyche*属（ハドロニュケ属）全種、*Loxosceles gaucho*（ロクソスケレス・ガウコ）、*Loxosceles laeta*（ロクソスケレス・ラエタ）、*Loxosceles reclusa*（ロクソスケレス・レクルサ）、*Latrodectus*属（ゴケグモ属）に属する種のうち*Latrodectus elegans*（アカオビゴケグモ）以外のもの

イ　特定飼養等施設の基準の細目　移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロ　飼養等の許可の有効期間　三年間

ハ　届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間　輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間　当該識別措置の内容及び当該届出の方法　個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ　特定外来生物の取扱方法

(1)　特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2)　危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

十八　*Astacus*属（アスタクス属）全種、*Orconectes rusticus*（ラスティークレイフィッシュ）及び*Cherax*属（ケラクス属）全種

イ～ホ　（略）

十九　*Pacifastacus leniusculus*（ウチダザリガニ）（規則第九条の適用を受ける場合を除く。）

イ～ホ　（略）

二十　*Eriocheir*属（モクズガニ属）に属する種のうち*Eriocheir japonica*（モクズガニ）以外のもの

イ～ホ　（略）

二十一　*Cheirotonus*属（テナガコガネ属）に属する種のうち*Cheirotonus jambar*（ヤンバルテナガコガネ）以外のもの、*Euchirus*属（クモテナガコガネ属）全種、*Propomacrus*属（ヒメテナガコガネ属）全種、*Linephithema humile*（アルゼンチンアリ）、*Solenopsis geminata*（アカカミアリ）、*Solenopsis invicta*（ヒアリ）及び*Wasmannia auropunctata*（コカミアリ）

イ～ハ　（略）

十四　ガンブスィア・アフィニス（カダヤシ）、モロネ・クリュソプス（ホワイトバス）及びモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）並びにモロネ・クリュソプス（ホワイトバス）がモロネ・サクサティリス（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。）

イ～ホ　（略）

十五　きょくとうさそり科全種

イ～ホ　（略）

十六　アトラクス属全種、ハドロニュケ属全種、ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ラトロデクトゥス属（ゴケグモ属）に属する種のうちラトロデクトゥス・エレガンス（アカオビゴケグモ）以外のもの

十七　アスタクス属全種、オルコネクテス・ルスティクス（ラスティークレイフィッシュ）及びケラクス属全種

イ～ホ　（略）

十八　パキファスタクス・レニウスクルス（ウチダザリガニ）（規則第九条の適用を受ける場合を除く。）

イ～ホ　（略）

十九　エリオケイル属（モクズガニ属）に属する種のうちエリオケイル・ヤポニカ（モクズガニ）以外のもの

イ～ホ　（略）

二十　ケイロトヌス属（テナガコガネ属）に属する種のうちケイロトヌス・ヤンバル（ヤンバルテナガコガネ）以外のもの、エウキルス属（クモテナガコガネ）全種、プロポマクルス属（ヒメテナガコガネ）全種、リネピテマ・フミレ（アルゼンチンアリ）、ソレノプスイス・ゲミナタ（アカカミアリ）、ソレノプスイス・インヴィクタ（ヒアリ）及びワスマンニア・アウロプンクタタ（コカミアリ）

イ～ハ　（略）